

平成 27 事務年度 金融行政方針(金融行政モニター関連部分抜粋)

I. 金融庁の改革

1. 金融庁のガバナンス

金融行政を遂行していくに際しては、金融を取り巻く内外の環境変化に遅れをとらず、むしろ先取りする態勢構築が必要である。民間金融・経済の実情を的確に把握することが必要不可欠であり、このためには、金融行政に対し外部からの提案や批判等が常に入る「開かれた体制」の構築と、金融庁職員が積極的に国益へ貢献するための意識改革を推進していくことが重要である。こうした観点から、金融庁では、外部の専門的・客観的な組織診断も利用して、組織体としての金融庁の姿を客観的に把握しつつ、以下のような取組みを進めていくこととする。

(1) 開かれた体制の構築

金融行政の考え方を外部に対して発信していくとともに、外部の専門家の積極活用等により、金融行政について民間の有識者の有益な意見や批判が継続的に反映される意思決定の仕組みの構築に取り組んでいく。そのような取組みの一環として、外部有識者により構成されるアドバイザリーボードの創設や、金融機関等からの率直な意見や批判等を取り込んでいくために中立的な第三者が意見等を聴く「金融行政モニター(仮称)」の設置等の検討を進める。